

事後審査型条件付一般競争入札の注意事項

1. 事後審査型条件付一般競争入札について

当該入札は、次の書類を太子町が指定する封筒（郵送用封筒例参照）に同封し、郵送（一般書留郵便又は簡易書留郵便）により提出してください。

- ・入札書
- ・工事費内訳書、設計書（※工事の場合のみ）
- ・事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1-①号または様式第1-②号）

2. 事後審査型条件付一般競争入札の流れ

別に示す「事後審査型条件付一般競争入札（郵送方式）フローチャート」を参照ください。

3. 入札書等の入手方法

入札書、入札要項、工事費内訳書、入札参加資格確認申請書、質問書、入札関係書類提出書については、原則、太子町ホームページより入手してください。※入札参加者の機器環境等の都合により、ダウンロードできない場合は、太子町政策総務部総務財政課までご相談ください。

4. 入札書の記載方法

- ①入札書の金額は、消費税及び地方消費税に相当する額を含まない金額を記載してください。
- ②落札候補者となるべき最低の価格で入札した者が2者以上の場合、くじ用数字を使って抽選を行うので、入札額以外に任意の3桁の数字を入札書の所定の欄に記入してください。
- ③入札書及び確認申請書の日付は、公告で示された「開札日」を記入してください。郵便局への差出日や到着期限ではありません。
- ④入札者は、入札参加者名簿に登録されている代表者（本店から営業所等に委任している場合は、営業所等の代表者）とし、使用印は、太子町入札参加資格審査申請により登録されている使用印を使用してください。代理人による入札は無効となります。

6. 入札要項の記載方法

- ①日付は、広告で示された「開札日」を記入してください。
- ②所在地、商号又は名称、代表者名（又は受任者名）は入札者を記入してください、また、印鑑は入札書に使用したものと同一印鑑を使用してください。

5. 工事費内訳書の記載方法（※工事の場合のみ）

- ①工事費内訳書に記載の工事価格（消費税及び地方消費税に相当する額を含まない金額）は、入札金額と一致させてください。異なる価格での入札は無効とします。
- ②工事費内訳書の日付は、公告で示された「開札日」を記入してください。※日付欄がある場合
- ③工事費内訳書の商号又は名称、代表者職氏名欄は入札者を記入してください。また、印鑑は入札書と同じ印鑑を使用してください。

6. 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書の記載方法

- ①申請書の日付は、公告で示された「開札日」を記入してください。郵便局への差出日や到着期限ではありません。
- ②申請者は入札者としてください。また、印鑑は入札書に使用したものと同一印鑑を使用してください。
- ③工事施工実績を入札参加条件としていない場合は、実績欄の記入は不要です。

7. 仕様書等に対する質問及び回答

- ①仕様書等に関する質問については、公告に示す期限までに指定された方法で提出してください。
- ②指定された方法で送信後、必ず電話で着信の確認をしてください。
- ③質問のない場合は、連絡や提出の必要はありません。
- ④公告で示した方法以外での提出は受付をしません。
- ⑤回答は、太子町ホームページに掲載する方法により行います。

8. 入札書の提出方法

- ①入札書等を太子町が指定する封筒（郵送用封筒例参照）に封入し、開札日前日までに到着するように、一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により、太子町政策総務部総務財政課へ郵送してください。ポストへの直接投函はできませんので注意してください。**※特定記録郵便は無効となります。**
- ②郵送は1件の入札につき1通とします。
- ③太子町が指定する封筒（郵送用封筒例参照）の裏面には、件名、開札日、入札者の名称及び所在地を記載してください。
- ④郵送にかかる費用は入札参加者の負担となります。
- ⑤郵便局によっては、書留等の取扱時間が違うので、事前に把握するようにしてください。
- ⑥郵便事情により通常の配達期間では届かない場合等も考えられますので、時間に余裕をもって手続きしてください。（到着までの期間については、郵便局窓口で確認してください。）
- ⑦指定された方法以外（普通郵便、特定記録郵便、持参提出等）での入札又は到着期限後に届いた入札書は無効とします。
- ⑧入札書を郵送される前に、必ず「事後審査型一般競争入札（郵送方式）チェックシート」により確認してください。

9. 開札の傍聴及び立会い

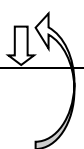
- ①事後審査型条件付一般競争入札にかかる開札は、傍聴することができます。
- ②開札日の公告に示す時間内に太子町政策総務部総務財政課窓口で申し込みをした先着10名（1日の開札につき）を傍聴人として決定します。
- ③入札参加者（代表者に限る）が傍聴の申し込みをした場合、開札立会人を依頼することがあります。

10. くじの方法

- ①落札候補者となるべき最低の価格で入札した者が2者以上の場合は、直ちにくじにより落札候補者を決定するとともにその順位を決定します。
- ②くじの方法は、次のとおりとします。ただし、別にくじの方法を定めた場合は、その定めによるものとします。
 - (1) あらかじめ入札書に任意の3桁のくじ用数字を記載する。
 - (2) 開札立会人により当該案件における3桁の乱数を抽選で決定する。
 - (3) 同価格で入札した者のくじ用数字にそれぞれ乱数を加えた下3桁の数字をくじ値とし、くじ値が最小値の者のくじ番号を0として、有資格者名簿の業者番号の昇順にくじ番号を付す。（業者番号の最大の者以降は、最小の者に残り残りを昇順に付す。）くじ値の最小値の者が複数ある場合は、くじ値の最小値の者のうち業者番号の最小の者を0とする。
 - (4) 同価格で入札した者の入札書に記載されているくじ用数字の合計に乱数を加え、同価格で入札した者の数で除した余りの数と前号の規定により付されたくじ番号が一致した者を落札候補者とする。
 - (5) 他の者は落札候補者から昇順に順位を付すものとする。
 - (6) 入札書にくじ用数字が記載されていないとき、又はくじ用数字の記載が不鮮明であるときは、くじ用数字を0とする。
 - (7) 最低の価格以外で同額となった者が2者以上の場合における順位の設定も同様に行うものとする。

【例】

業者番号	業者名	入札書 記載金額	くじ用 数字(1)	くじ値 (1)+乱数	くじ番号 (3)	結 果	資格確認を 行う順位(4)
10000011	A社	10,000,000	789	432	2		第4候補者



10000025	B社	10,000,000	なし(0)	643	3	落札候補者	第1候補者	○ ↓
10000136	C社	10,000,000	456	099	0		第2候補者	
10000350	D社	10,000,000	123	766	1		第3候補者	

立会者による乱数(2) (抽選で決定) 643

(同価格の者の入札書に記載されているくじ用3桁の数字合計+乱数) ÷ 同価格の入札者数
= (789+0+456+123+643) ÷ 4 = 2,011 ÷ 4 = 502 余り「3」

11. 落札候補者への連絡

- ①落札候補者には電話で連絡しますので、開札日には、連絡を受けられる体制を整えておいてください。
- ②落札候補者は、公告に示す書類を落札候補者が決定した翌日までに提出しなければなりません。提出がない場合は、落札候補者の資格を失います。

12. 落札者の決定

- ①落札候補者から提出された書類等に基づいて入札参加資格の確認を行い、開札日から原則として3日以内に落札者を決定します。
- ②落札候補者に入札参加資格がないと認められた場合は、その者の入札を無効とし、次順位者を落札候補者として入札参加資格の確認を行い、落札者が決定するまでこれを繰り返します

13. 入札結果の公表

入札結果は、落札者が決定した後に太子町ホームページ及び太子町政策総務部総務財政課窓口で公表します。入札結果公表までの間に、本件に関するお問い合わせについては一切お答え出来ません。

◆問合せ先
太子町役場
政策総務部 総務財政課
担当：遠藤
TEL:0721-98-0300 FAX:0721-98-4514